

# あなたが所有(管理)する建物は 統括防火管理者の選任と 届出が必要です!

消防法第8条の2により、高層建築物や複合ビル等で管理権原が分かれている建物の所有者や賃借人などは、次の①のとおり統括防火管理者を選任するとともに、選任した統括防火管理者に②の業務等を行わせなければなりません。  
また、統括防火管理者には③の指示権が付与されています。



**統括防火管理者の未選任・未届は消防法違反\*です。**

\*未選任の場合、消防法による命令を発するとともに、建物の所在地、名称等を名古屋市公式ウェブサイトに掲載することがあります。

## ① 統括防火管理者の選任・届出

高層建築物等で、管理について権原が分かれている防火対象物の管理権原者は、建物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して選任し、消防署に届出をしなければなりません。

### 統括防火管理者の選任が必要な防火対象物

次のいずれかに該当する防火対象物で管理権原が分かれているもの

㊦特定防火対象物(\*1)で、地上3階以上、かつ、収容人員が30人以上のもの。(社会福祉施設等(\*2)の用途を含む場合、収容人員が10人以上のもの。)

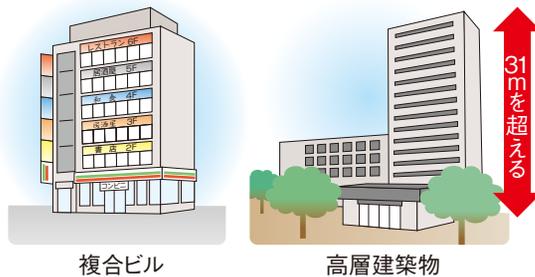
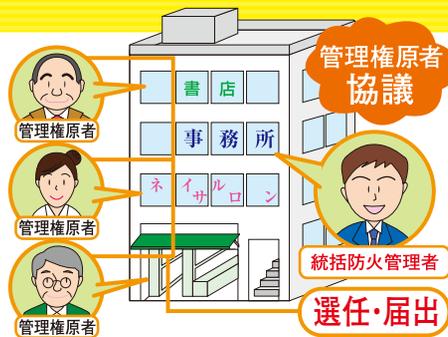
\*1 特定防火対象物とは、百貨店やホテル、飲食店などの不特定多数の者が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの火災が発生した場合に人命危険が高い建物などのことです。

\*2 社会福祉施設のうち、主に災害時に自力避難が困難な方が利用する施設で、就寝を伴う施設及びこれらの施設を含んでいる施設のことです。

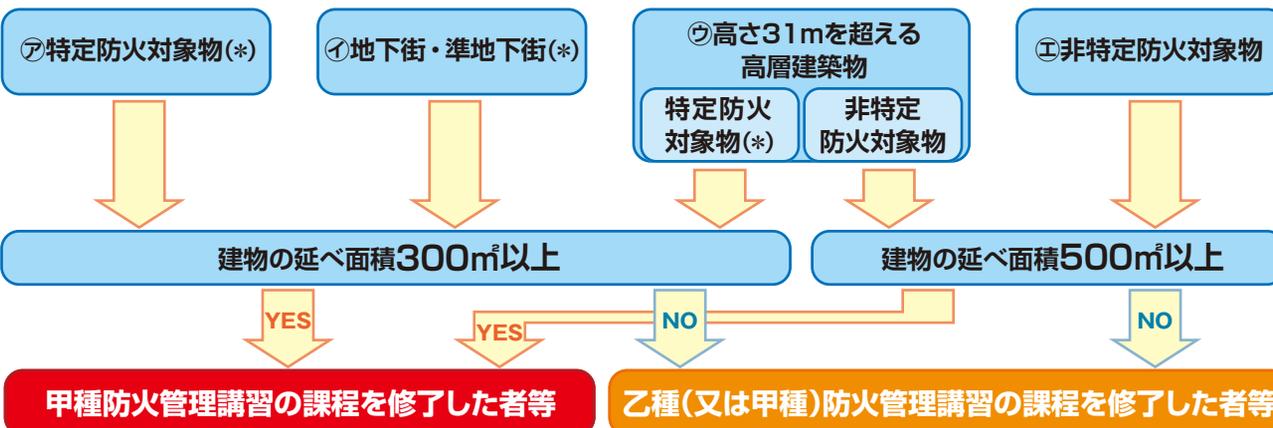
㊧地下街(消防長又は消防署長が指定するもの)、準地下街

㊨高さ31mを超える高層建築物

㊩非特定防火対象物のうち、事務所、共同住宅などが混在する複合用途防火対象物で地上5階以上、かつ、収容人員が50人以上のもの。



### 統括防火管理者の必要な資格



\*社会福祉施設等の用途が含まれている場合は、甲種防火管理講習の課程を修了した者等の資格が必要です。

## ② 統括防火管理者の業務・役割

統括防火管理者は、建物全体の防火管理体制を推進する必要があるため、各テナント等の防火管理者と連携・協力しながら、次のような業務の実施が必要となります。

### ○建物全体についての消防計画の作成・届出

建物全体の防火管理に必要な事項を定める「建物全体についての消防計画」を作成し、消防署に届出をしなければなりません。

### ○消火、通報及び避難訓練の実施

建物全体についての消防計画に基づき、定期的に建物全体で消火、通報及び避難の訓練を実施しなければなりません。

### ○廊下や階段などの共用部分等の避難上必要な施設の管理

廊下、階段、避難口等に物品などが置かれていると、火災が発生した場合に避難障害又は防火戸や防火シャッターの閉鎖障害となってしまいます。そのため、日頃からこれらの施設の維持管理を行わなければなりません。



## ③ 防火管理者への必要な指示

統括防火管理者は、各テナント等の対応に問題があり、建物全体の防火管理業務を適正に遂行することが出来ない場合などに、各テナント等の防火管理者に対して、その権限の範囲において必要な措置を講ずるよう指示することができます。

### 【指示の例】

- ・廊下などの共用部分にある物件を撤去することを指示
- ・建物全体の消火、通報及び避難訓練への不参加者に参加を促すことを指示



## ●届出書・作成例のダウンロード

名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp>)にアクセスし、トップページのサイト内検索に「統括防火管理」と入力して検索すると、統括防火管理者選任届、建物全体についての消防計画作成届及び作成例をダウンロードすることができますのでご利用ください。

統括防火管理

◆ご不明な点は名古屋市内の各消防署予防課までお問い合わせください。

千種消防署	764-0119	中村消防署	481-0119	熱田消防署	671-0119	守山消防署	791-0119
東消防署	935-0119	中消防署	231-0119	中川消防署	363-0119	緑消防署	896-0119
北消防署	981-0119	昭和消防署	841-0119	港消防署	661-0119	名東消防署	703-0119
西消防署	521-0119	瑞穂消防署	852-0119	南消防署	825-0119	天白消防署	801-0119

※この印刷物は古紙/パルプを含む再生紙を使用しています。